

平成 30 年 3 月 16 日

## 鹿児島県「核燃料税」の更新

鹿児島県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の鹿児島県「核燃料税」の概要は以下のとおりです。

課税団体	鹿児島県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100 分の 8.5 ②出力割：48,450 円／千 kW／課税期間（3 か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）2,062 百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.2 百万円
課税を行う期間	5 年間（平成 30 年 6 月 1 日～平成 35 年 5 月 31 日）

- ・平成 29 年 12 月 18 日 鹿児島県議会にて条例案可決
- ・平成 30 年 1 月 15 日 総務大臣協議
- ・平成 30 年 3 月 16 日 総務大臣同意

担当：自治税務局企画課 西脇係長、安山  
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659